

富田林市こどもの権利条例の 制定に向けた取組について



富田林市こども未来部こども政策課

課長代理兼政策係長 大堀 雄一郎

次 第

1. 背景～富田林版「こどもまんなか社会」～
2. こどもの権利条例制定に関する全体像
3. 条例制定に向けた取組（概要）
4. 現在の取組状況
5. 庁内外の連携体制
6. 総括

1. 背景

～富田林版「こどもまんなか社会」～

吉村市長 令和5年度所信表明

「すべてのこどもを、みんなで応援するまちづくり」を推進



富田林版「こどもまんなか社会」

見守りおむつ定期便事業の実施、（仮称）こども・子育てプラザの整備、（仮称）こどもの権利条例の制定、全16小学校区でのこども食堂開設、GIGAスクール構想、地域総合拠点・みなよるを6小学校に整備、ふれあい給食会の全校実施、（仮称）こども誰でも通園制度の実施 など

これら本市独自のこどもを社会の真ん中に据えた施策や、国（こども未来戦略方針）において示される「異次元の少子化対策」を力強く推進するため、庁内推進体制を整備。



- 令和5年6月1日 「こども政策推進プロジェクトチーム」を設置
- 令和5年8月1日 「こどもまんなか推進本部」を設置

こどもまんなか応援サポーター宣言

富田林市はこども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和5年9月1日に吉村市長が「こどもまんなか応援サポーター」への就任を宣言。

こどもまんなか応援サポーターとは

こども家庭庁では、こどもたちのために何がもっともよいかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に共感・賛同いただき、その取り組みを応援し自らもアクションに取り組む個人や地方自治体、団体や企業を「こどもまんなか応援サポーター」と位置づけている。



市の役割

- サポーターになることを宣言
- 「こどもまんなか」の取組を通じて、市民に幅広く認知・共感される活動を推進

とんだばやし
富田林市
おうえん



せんげん

こどもまんなか応援サポーター宣言

とんだばやし つね せいぜん りえき だいち かが
富田林市は、常にこどもの最善の利益を第一に考
かん とく せいさく しゃかい ま なか
え、こどもに関する取り組みや政策を社会の真ん中
す に据える「こどもまんなか社会」のじつげん
め、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の
かていちょう かが
趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」と
しゅし さんどう おうえん
して活動していくことを宣言します。
かつどう せんげん
とんだばやしばん しゃかい じつげん び
富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向け
ごそだ しえんさく ちやくじつ じつこう
た、こども・子育て支援策を着実に実行し、すべて
のこどもと子育て世帯をみんなで支えるまちづくり
こそだ せたい させ
の推進に努めてまいります。
すいしん つど



令和5年9月1日
富田林市長 吉村 善美

宣言文

サポーター宣言による取組表明

- ① 「こどもまんなか推進本部」（令和5年8月1日）及び「こども政策推進プロジェクトチーム」（令和5年6月1日）の立ち上げ
- ② 見守りおむつ定期便の実施
- ③ （仮称）こどもの権利条例の制定
- ④ （仮称）こども・子育てプラザの整備
- ⑤ こども誰でも通園制度の実施に向けて

こどもまんなかを重視する背景

関西 NEWS WEB

▶ 大阪の深掘り記事

大阪 富田林 2歳児置き去り死亡 事件 祖母に懲役9年の判決

02月16日 17時39分



おとしし（2022年）、大阪・富田林市で2歳の女の子をベビーサークルに置き去りにし、熱中症で死亡させたとして保護責任者遺棄致死などの罪に問われた祖母に、大阪地方裁判所堺支部は、「日常的な虐待があり、テーマパークで遊びたいという身勝手な目的で尊い命が奪われた」などとして懲役9年の判決を言い渡しました。

• 令和4年

富田林市で2歳児死亡事案の発生

- 市の体制強化・専門性向上
- こどもの権利が理解・尊重される地域づくりへ



2. こどもの権利条例制定に係る全体像

これまでのあゆみ

国

令和5年

4月：こども基本法
こども家庭庁

12月：こども大綱

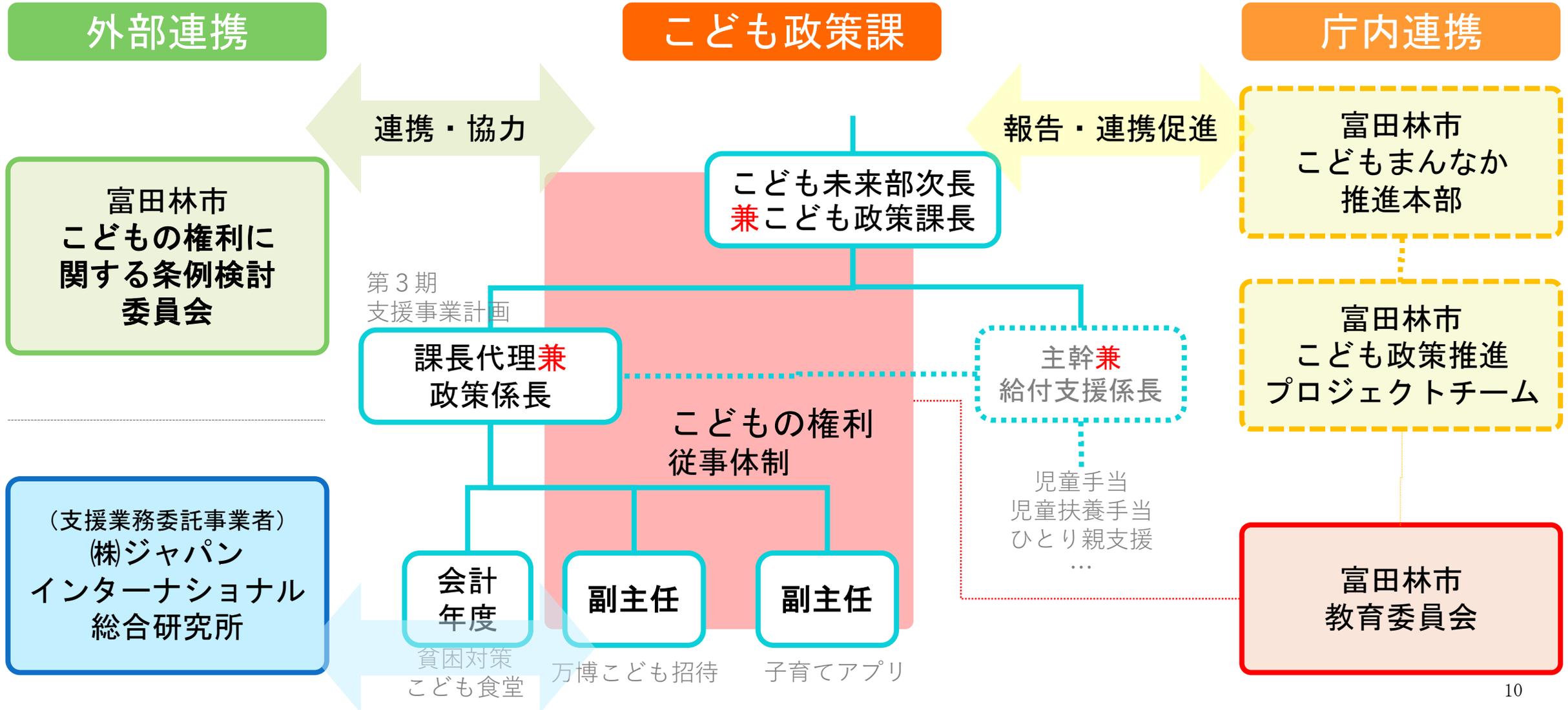
令和6年

各種取組のスタート

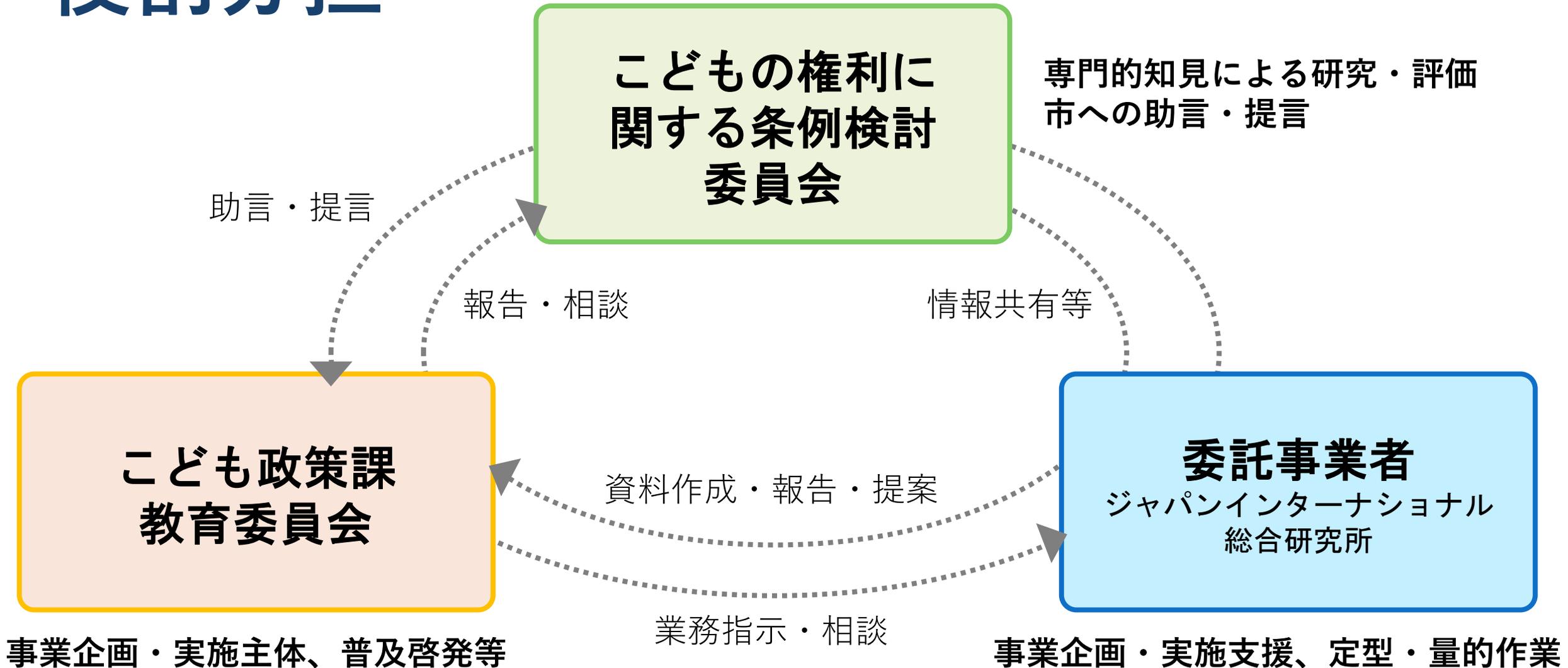
市

4月 市長二期目就任・所信表明
6月 こども政策推進プロジェクトチーム設置
8月 こどもまんなか推進本部設置
9月 こどもまんなかサポーター宣言
10月 **こどもまんなかアドバイザー就任（岡島先生）**
アドバイザー会議（権利条例企画開始）開始
12月 **武蔵野市視察**
6月 委託契約・条例検討委員会組成

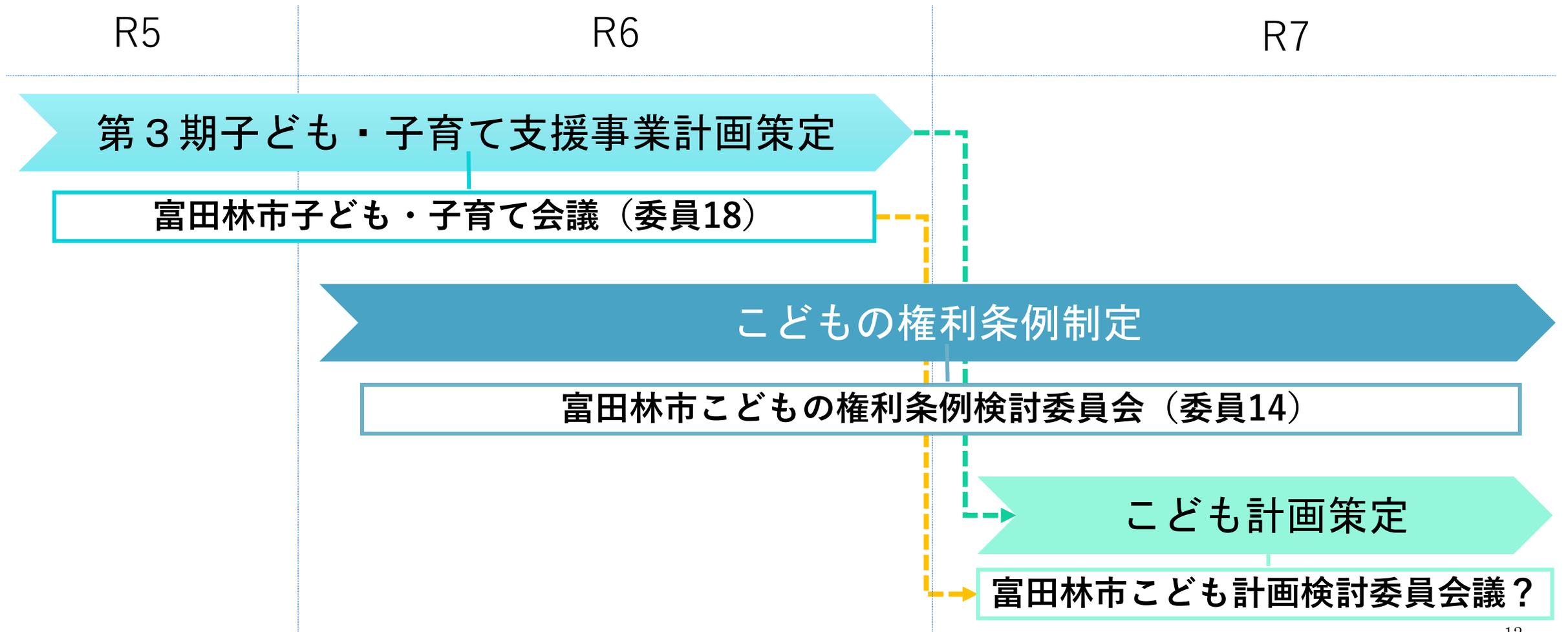
こどもの権利条例の実施体制 (R6年度)



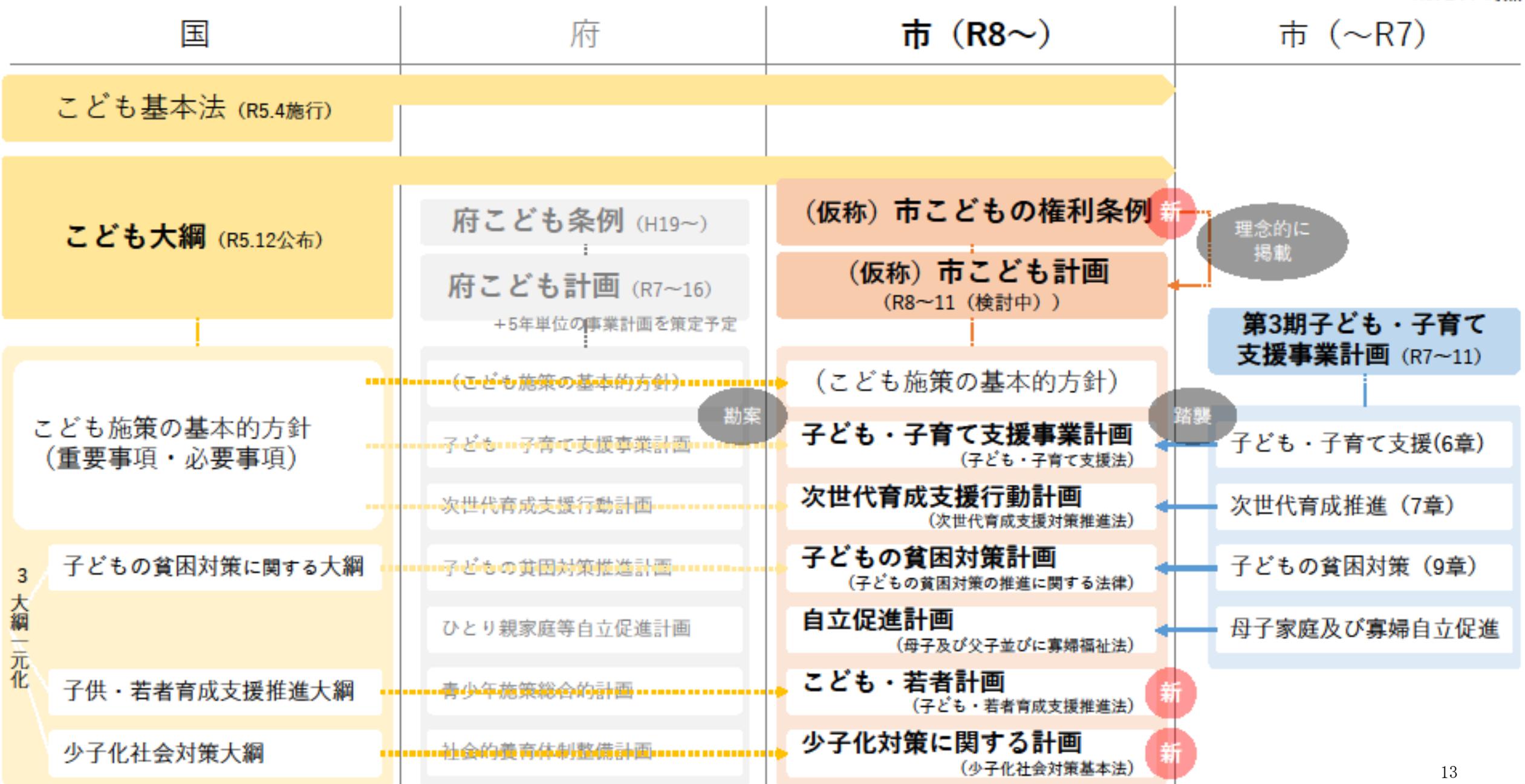
役割分担



条例と計画の関係性（スケジュール）



●こどもに関する計画等整理表



3. 条例制定に向けた取組（概要）

実施目的

① こどもの権利を 理解・尊重するまち



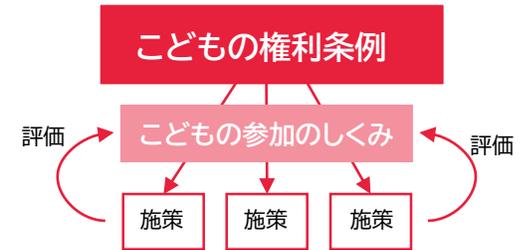
こどもから大人まで多くの市民がこどもの権利を知る機会となり、市民みんなでこどもが権利を使うことができるまちづくりにつなげる。

② 役割・責任の明確化と 理解の促進



こどもの権利を保障する大人や行政の役割・責任を明確にし、その役割・責任を担う人のこどもの権利への理解を深める。

③ こどもの参加による 条例の推進



こどもの参加のしくみのもと、施策等の企画・実施・評価を行い、条例の実現を図る。

こどもの最善の利益を優先する
すべてのこどもをみんなで支える
富田林版「こどもまんなか社会」の実現へ

事業対象

当初

- **こども**
新生児（妊婦含む）から概ね大学生
くらいまで
- **こどもの生活や教育に関わる関係者**
保護者（市民）・学校・企業・団体
や施設（子育て・障がい・人権分野
…）等



現在

- **こども or 子ども**
当初案のとおり「こども」か、概ね
18歳までの「子ども」とするか、
表記は「こども」だが実質は18歳
程度までを対象とするか…
- **こどもの生活や教育に関わる関係者**
（当初とおり）

※第3回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会（10月25日）で「こどもの定義」
についてWS形式で委員による意見交換を実施

→ **第4回検討委員会（12月20日）で議論・決定予定**

条例の制定過程で大切にしている5つの視点

- ① 子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱を踏まえる
- ② 「こども」や「こども・子育てに関わる当事者」の声を幅広く収集し、反映する
- ③ 「声をあげにくいこども」など様々な背景にあるこどもの声を収集し、反映する
- ④ こどもにとっての最善の利益を優先する
- ⑤ 本市の特性や課題など本市の状況を踏まえる

制定に向けた取組

令和
6
年度

こども等の意見を収集し、 市の現状や課題を知る期間

- ・幅広いこどもから意見を集める
- ・子育てに係る市民や保護者、関係機関などこどもに関わる当事者から意見を集める
- ・取組を広く発信し、こどもの権利の周知や機運醸成



令和
7
年度

こども等の意見を反映し、 条例を作成する期間

- ・令和6年度に収集した意見を条例に反映する
- ・具体的な条例案の作成
- ・パブリックコメント、シンポジウムや広報ツール作成など条例の周知

令和6年度の取組

意見収集・市の現状や課題把握



条例検討委員会



こどもアンケート調査



市民アンケート調査



庁内アンケート・
ヒアリング調査



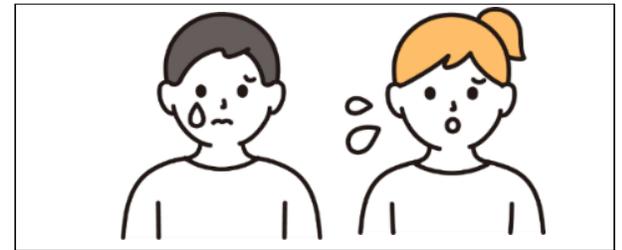
関係団体アンケート・
ヒアリング



こどもワークショップ



未就学児ヒアリング



声をあげにくいこども
へのヒアリング

令和7年度の取組

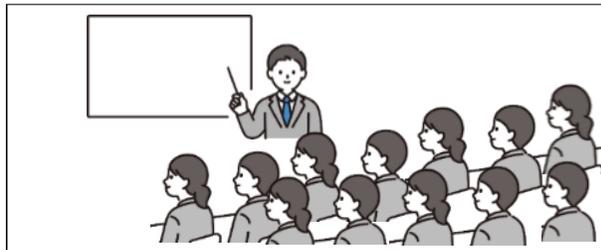
意見反映・条例作成



条例検討委員会



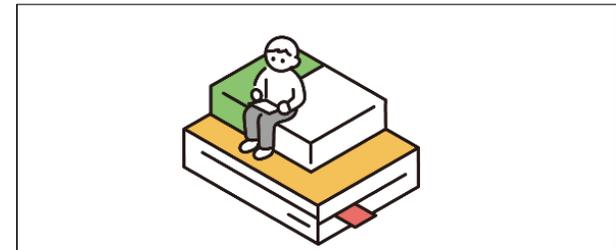
こども会議



シンポジウム



こども版パブリック
コメント



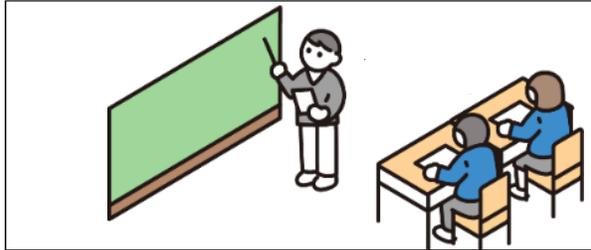
制定後の広報ツール作成

令和6・7年度（共通）の取組

普及啓発や教育委員会との連携など



こどもの権利の啓発



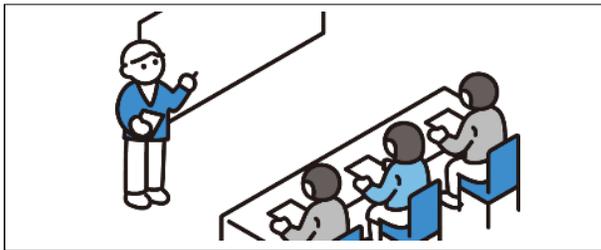
小中学校での啓発



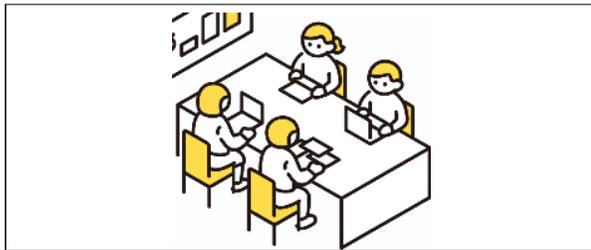
生徒会サミット・小学生
サミットとの連携



出前講座



各種市のイベントと
の連携



若者会議との連携

4. 現在の取組状況

※各種数値についてはR6.11.25時点のものであり、参考値の扱い

① こどもアンケート

目的	(1) 条例制定をめぐる状況確認（こどもの認知等） (2) こどもの意見を聴く、こどもの参加する権利の保障 (3) 条例制定後の効果検証のための現状把握		
対象者	①小学生低学年 ②小学生高学年 ③中学生・高校生 ※全児童生徒	企画参考	こども1万人意識調査・武蔵野市 他
実施期間	①10月9日～11月29日 ②③9月24日～10月31日	配布方法	学校を通じて配布
実施方法	市内学校を通じて、授業・HR等でWEB実施。市外の対象者には広報誌でWEBフォームを公開。		
回収数(率)	①低：集計中/2,344 ②高：2,103/2,475 (85.0%) ③中高：2,849/5,830 (48.9%)		
成功	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携により授業等で実施してもらうことで多くの回答を得た。 ・市職員が作成した啓発動画により、学校の先生方の理解が進み、授業等でのスムーズな実施につながった。 	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生低学年にこどもの権利をどのように伝えていくかが難しかった。 ・回答者の負担の大きい調査票の設計になってしまった。 ・市立以外の学校との連携

②市民アンケート

目的	市民の視点から、こどもの権利の認知度やこどもと大人の認識の差などの状況把握を行い、条例制定につなげる。		
対象者	18歳以上の市民の内、無作為抽出で5,000人	企画参考	こども1万人意識調査・武蔵野市 他
実施期間	10月15日～31日	配布方法	郵送
実施方法	WEB		
回収数(率)	752/5,000 (15.0%)		
成功	英語・ベトナム語・やさしいにほんごの翻訳を実施し、多言語対応したこと。	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・回答率が低いこと ・回答者の負担の大きい調査票の設計になってしまった。

③ 関係団体アンケート・ヒアリング

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・子育てに関する団体・施設等から、活動の中で見える様々な課題やこどもの現状、その原因等を聴き取り、条例制定につなげる。 ・ 地域一体でのこどもまんなかの実現や権利擁護等の観点から関係構築（強化）を図る。 		
対象者	市内（一部近隣）にある、こどもに関係する施設・団体等【全98団体】	企画参考	埼玉県北本市
実施期間	アンケ：10月3日～21日 ヒア：11月29日・12月2日	配布方法	各担当課からメール・連絡
実施方法	WEBまたは紙調査票のアンケートを実施後、グループまたは個別ヒアリングを実施		
団体数(率)	アンケ：74/98（75.5%） ヒア：26（アンケ回答団体の内から選抜）		
成功	各担当課から依頼してもらったことで、多くの団体から回答を得ることができた。	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの回答負担が大きい。 ・ グループヒアリングのため、個別団体ごとに深い議論ができない。

④ こどもワークショップ

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利条例の制定に向け、幅広い年齢層のこどもの参加とワーク（対話）による意見収集 ・ 令和7年度（仮称）こども会議委員への参加促進 		
対象者	市内の小学4年生～高校3年生 （全5回で延120人を想定）	企画参考	武蔵野市（ムサカツ）
開催日	第1回 10月27日（日） 第2・3回 11月17日（日） 第4・5回 12月 8日（日）	募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市広報・WEBサイト・SNS ・ 学校や関係団体を通じた募集依頼 ・ 公共施設等へのチラシ設置
実施方法	「世界子どもの権利かるた」を活用して意見を収集（小学生と中高生は別枠）		
参加数（人）	第1回：0 第2回：0 第3回：3 第4回：5 第5回：7（予定） 計15人		
成功	参加したこどもは、楽しみながら権利の学習や意見表明をすることができた。	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者が集まらない ・ チラシ作成やテーマ設定（年齢が幅広く対象を絞りにくかった） ・ 継続した参加にどうつなげるか

参加者大募集

きみの声がこどもの権利条例をつくる!

聞かせて!きみの想い!

とんだばやし

こどもの権利ワークショップ

第1回 小・中・高校生
10/27日
10:00~12:00
@Topic
スタートアップワークショップ

第2回 小学生
11/17日
10:00~12:00
@Topic
「子どもの権利条約」を学ぼう!

第3回 中・高校生
11/17日
13:30~15:30
@Topic
テーマに基づいて語り合おう!

第4回 小学生
12/8日
10:00~12:00
@金剛連絡所
「子どもの権利条約」を学ぼう!

第5回 中・高校生
12/8日
13:30~15:30
@金剛連絡所
テーマに基づいて語り合おう!



\聞かせて!きみの想い/

とんだばやし

こどもの権利ワークショップ

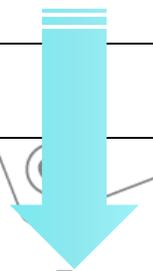
~きみの声がこどもの権利条例をつくる~

参加
します!



富田林市では、こどもたちの権利を守り、みんなが元気に楽しく成長できるまちをつくらうと考えています。そのために「富田林市こどもの権利条例」というルールを作ろうとしています。

この条例をどんな内容にするか、みんなで集まって話し合うワークショップを開催します。参加をお待ちしています。



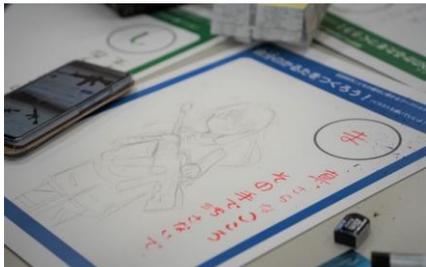
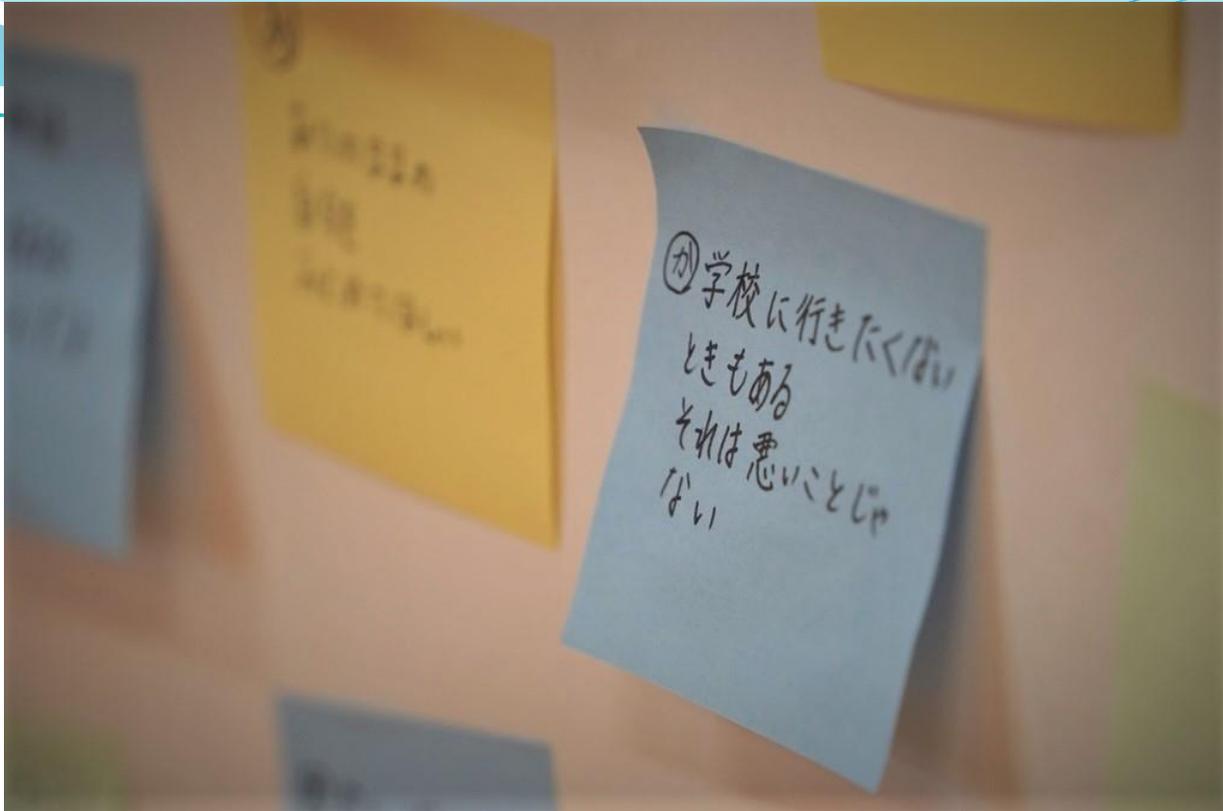
かるたで遊びながら楽しく学ぼう!

\聞かせて!きみの想い/

とんだばやし こどもの権利ワークショップ

富田林市では、こどもたちの権利を守り、みんなが元気に楽しく成長できるまちをつくらうと考えています。そのために「富田林市こどもの権利条例」というルールを作ろうとしています。

この条例をどんな内容にするか、みんなで集まって話し合うワークショップを開催します。参加をお待ちしています。



⑤未就学児ヒアリング

目的	アンケート調査の実施が難しい未就学児に、ヒアリングを通して意見を聞きとり、条例反映につなげるため。		
対象者	市内にある認定こども園・保育園・幼稚園（各1園）の5歳児クラス	企画参考	東京都中野区（乳幼児期のこどもへのヒアリング）
開催日	12月18日・12月20日 1月22日（予定）	募集方法	園長会等を通じて対象園を募集
実施方法	担任の先生等がこどもへ「何をしている時が一番楽しい？」「まちにどんなものがあったらうれしい？」などの質問や会話の中でこどもの意見を引き出す。		
参加数（人）	（未実施）		
成功体験（実施前）	—	課題（実施前）	—

⑥ 各種イベント参加による普及啓発

環境フェスティバル
(こどもの権利輪投げ)



私立高校文化祭
(こどもの権利謎解き)



公民館まつり
(こどもの権利クイズ)



⑦ 共通ロゴマーク（調整中）

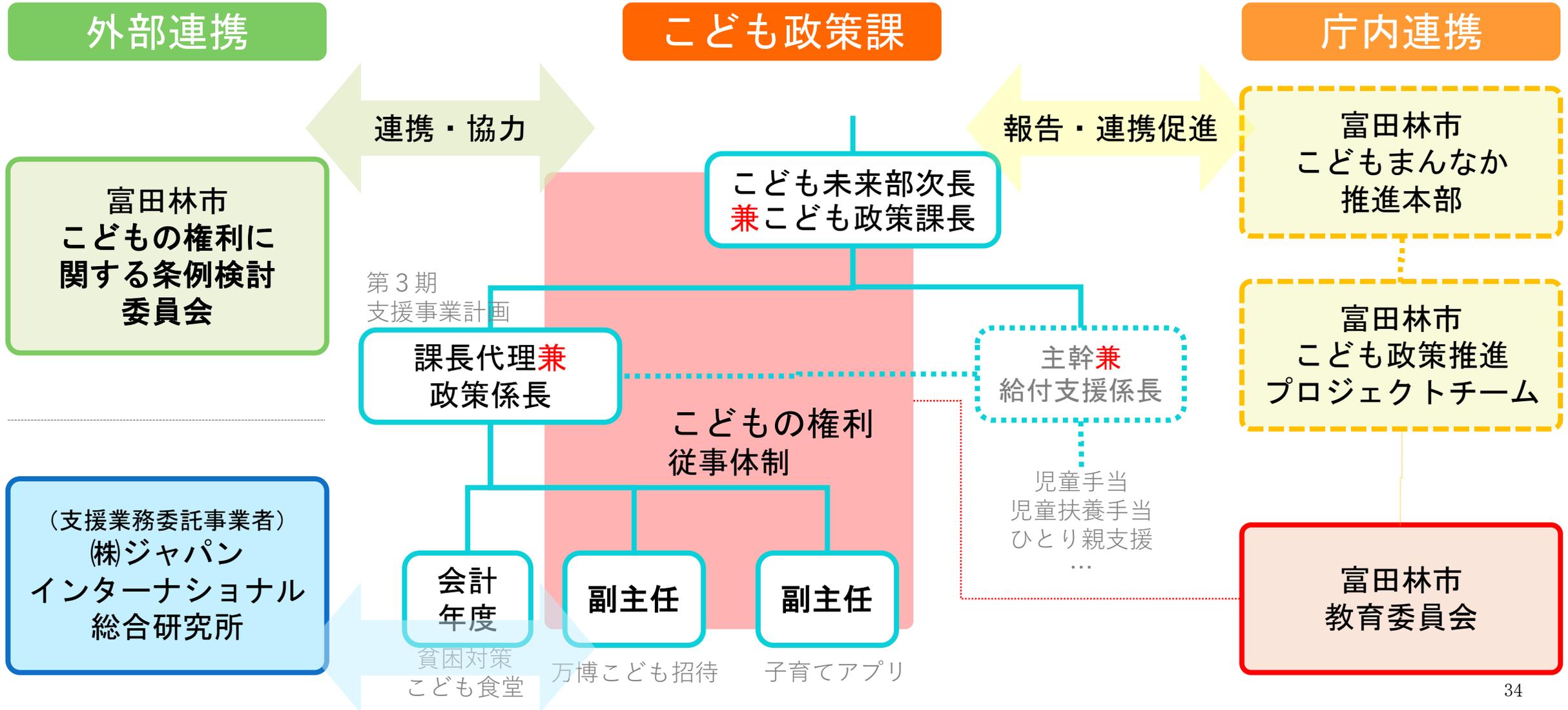


とんだばやし
こどもの
権利条例

- より多くの方に条例制定に向けた取組を知ってもらうため、共通のロゴを作成
- 市（委託）が作成した5案から、こどもアンケートによる子どもたちの投票で決定（公表準備中）
- こどもの権利は「当たり前のもの・安心できるもの」のコンセプト
- 条例制定にあたりオープンデータ化を検討

5. 実施体制・連携体制など

こどもの権利条例の実施体制 (R6年度)



① 市内連携体制



富田林市こどもまんなか推進本部

構成員：市長（本部長）・副市長・教育長・全部長
役割：「こどもまんなか」施策の企画・立案・実現に向けた協議、管理及び調整に関する事項。

意見・指示 ↓ ↑ 報告

こども政策推進プロジェクトチーム

構成：こども政策課、児童館、政策推進課、人権・市民協働課、障害福祉課、健康づくり推進課、**教育指導室**、生涯学習課、金剛地区再生室 ※主に課長級による構成
役割：「こどもまんなか」施策の企画、研究、検討

新規こども施策

こども権利条例

見守りおむつ定期便

②外部連携体制（委員会）

富田林市こどもの権利に関する条例 検討委員会

委員長：大阪大谷大学 岡島 克樹 教授
副委員長：大阪教育大学 藤井 睦子 理事・副学長
設置目的：専門的な知見や経験により、市こどもの権利条例及びそのプロセスについて議論し、市に提言するもの。

協議内容：

- ①条例の内容の検討
- ②こども等当事者の声の聴き方や条例案への反映（アンケート、ヒアリング、ワークショップなど企画検討）
- ③子どもの権利条約やこども基本法、先進事例の研究など

R 6

6月

委員会設置
第1回委員会

- ・市がめざす条例とは
- ・今後の進め方

8月

第2回委員会

- ・各種アンケート・WSの企画について

10月

第3回委員会

- ・各種アンケート・WSの実施状況
- ・こどもの定義、条例の理念について

12月

第4回委員会

- ・ロゴマーク
- ・こどもの定義、条例の理念（決定）

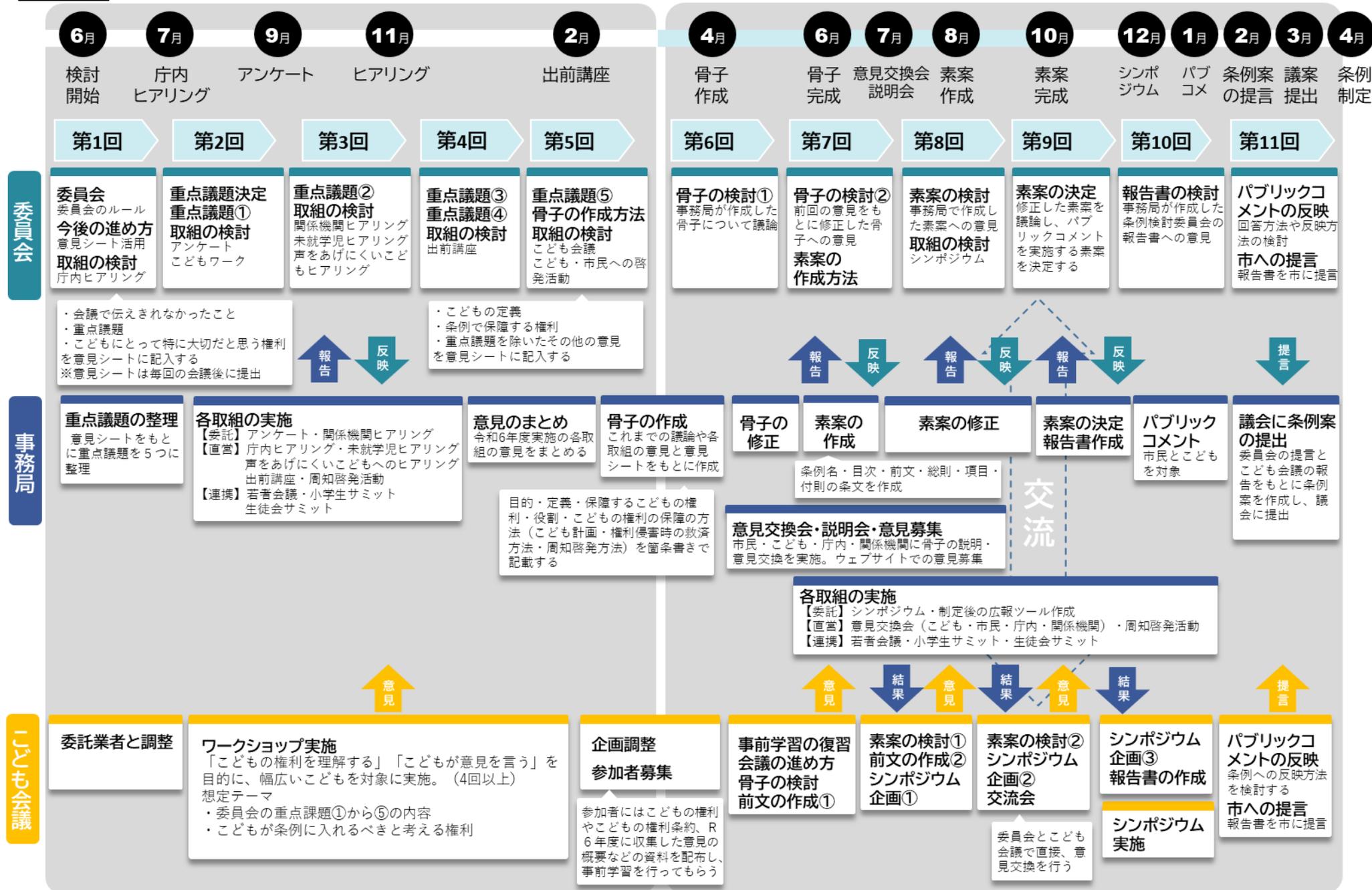
2月

第5回委員会

- ・**救済機関設置について**

R 7

第6～11回委員会（予定）



要綱第3条	案	富田林市子ども権利条例検討委員	氏名(敬称略)	役職
(1)学識経験を有する者	1	大学教授	岡島 克樹	大阪大谷大学 人間社会学部人間社会学科 教授 (国際子ども権利センター 副代表理事)
	2	学識経験者	藤井 睦子	大阪教育大学 理事・副学長 (元大阪府健康医療部長・日本教育行政学会)
	3	学識経験者	谷 俊英	大阪大谷大学 人間社会学部心理・福祉学科専任講師 (社会福祉士)
	4	弁護士	勝井 映子	中川法律事務所
(2)教育・児童福祉に関係する者	5	人権擁護関係者	岡本 聡子	人権擁護委員/スクールソーシャルワーカー
	6	保育園・幼稚園・認定こども園関係者	竹原 智子	幼保連携型認定こども園 葵音つばさこども園 園長
	7	小・中学校校長	笠松 淳子	高辺台小学校 校長
	8	主任児童委員	藤井 佳江	民生委員児童委員協議会 主任児童委員
(3)こどもの支援・関連団体等を代表する者	9	こどもの権利に関わる団体等代表	長橋 淳美	(一社) 富田林市人権協議会
	10	こどもの権利に関わる団体等代表	石川 育子	特定非営利活動法人チャイルドラインとんだばやし 理事長
	11	こどもの権利に関わる団体等代表	遠坂 貴史	(一社) 寺子屋とんだばやし学習支援コーディネーター兼理事
	12	PTA連絡協議会	高垣 任	PTA連絡協議会 (中学校)
(4)一般公募による市民	13	公募による市民	小野寺 法子	0～18歳未満のこどもの保護者
	14	公募による市民	北辻 恵理子	0～18歳未満のこどもの保護者

②外部連携体制（業務委託）

富田林市こどもの権利に関する条例 企画調査等支援業務（委託契約）

事業者：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所

業態：行政計画策定支援・調査分析・WS運営
プロモーション・デザイン作成・イベント
会議運営 など

選考方法：プロポーザル

契約期間：令和6年6月20日～令和8年3月31日（2年）

委託料：18,150千円

財源：令和6年度こども政策推進事業費補助金
（自治体こども計画策定支援事業）
1,275千円

委託の目的

①体制不足の補填

→定型的・量的業務の効率的実施
職員のコア業務への集中

②ノウハウ不足の補填

→職員には（効果的に）できない専門分野の知見・技術を活用

業務内容

- ①各種アンケート企画・分析等
- ②関係機関等ヒアリング企画・分析等
- ③こどもWS企画・分析等
- ④検討委員会運営支援
- ⑤シンポジウム等実施
- ⑥情報発信支援・広報ツール作成 など

6. 総括

①今後の課題

- 作業・検討スケジュールは概ね計画とおり
- 特にこどもアンケートや各種団体等とのヒアリングは、多くの回答や意見を得ることができたため、次年度の条例制定につなげるための整理・分析が今後の課題。
- こどもWSの参加が想定より少なかった。次年度に高校生までを対象とした「こども会議」を創設し、委員と一緒に条例の制定を進める予定。多くの委員応募が得られるよう、事業企画が今後の課題。
- 条例制定及びその後の事業展開を見据え、関係各課や学校におけるさらなる意識醸成、連携強化が必要。

②救済機関（制度）の検討

- 条例制定後の具体的な取組として、救済機関（オンブズパーソン）の設置を検討
- 設置根拠として、条例での明文化を予定
- 具体的検討のスタートとして、
 - 1 2月20日（金） 第4回本市条例検討委員会で方向性の協議
 - 1 2月25日（水） 川西市子どもの人権オンブズパーソンへ視察
- 令和7年度に条例への記載内容や具体的な制度設計を進める

②救済機関（制度）の検討

- 市内部での理解促進、認知向上

令和6年3月市議会

こどもオンブズパーソン制度について。

子どもの権利を守り、子どもに関する様々な課題の解決に向けては、子どもの権利侵害に関する相談及び救済に取り組んでいく必要があると考えます。こどもの権利条例が単なる理念条例にとどまるのかそうでないかは、オンブズパーソン制度の導入を見据えているかどうかによると思います。こどもオンブズパーソン制度とは、こどもコミッショナーなど名前は様々ありますが、行政から独立した機関で、いじめや差別、体罰、虐待など子どもの権利の観点から調査や提言、勧告を行う弁護士などの専門職で構成された公的第三者機関です。子どもの最善の利益を子どもと一緒に追求していくための相談と救済制度を見据えて本市のこどもまんなか施策の推進をしていただきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

（答弁）

制定した条例を単なる理念とせず、実効性を伴い新たな課題解決につなげていくため、オンブズパーソン制度をはじめ、権利擁護や権利侵害に対する支援、救済措置の仕組みは重要であると認識しており、先進市の事例研究に努めていきます。いずれにいたしましても、本市といたしましては、議員のご指摘も十分に踏まえながら、令和6年度に予定する条例検討委員会において、有識者の方々や関係機関、公募市民等、子ども・子育てに関わる様々な関係者の意見を幅広く伺い反映しながら、時間をかけて丁寧に取り組んでまいります。

②救済機関（制度）の検討

- 市内部での理解促進、認知向上

(策定中)
R7.3月
策定

主要施策3 権利擁護と課題を抱える子どもへの支援

個別施策9 子どもの権利を守る制度の確立

こども基本法では、子どもの権利条約の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」をふまえて基本理念が掲げられています。

本市では、平成13年に「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、人権教育をはじめとする人権施策を推進していますが、こども基本法の制定を受け、「こどもの権利に関する条例」を新たに制定し、こどもの権利の理解・尊重とともに、権利侵害を救済する体制強化に努めます。

また、配偶者暴力（DV）は、子どもへの多大な人権侵害であり、関係機関と連携しながら、防止対策や被害者保護に努めます。

No	事業名	事業の概要	
1	◇「こどもの権利に関する条例」の制定・推進	こどもの権利に関する条約やこども基本法などの上位の法制度に基づき、本市にふさわしいこどもの権利に関する条例の制定をめざします。	こ 課
2	◇こどもの権利擁護の体制整備	こどもの権利侵害に対する本市独自の第三者機関の設置の必要性を検討します。	こ 課

第3期
富田林市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和6年12月現在
富田林市